

## 新塩尻市立平出博物館基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな塩尻市立平出博物館の方向性や施設のあるべき将来像を検討するため、新塩尻市立平出博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新塩尻市立平出博物館基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から基本構想を提言した日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、塩尻市立平出博物館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。